

第27回世田谷区農業委員会総会

日：令和7年10月31日（金）

場所：区役所東棟9階第5委員会室

第27回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和7年10月31日（金）午後3時から

開催場所：区役所東棟9階第5委員会室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、植松智、矢藤茂、井出孝行、
苅部嘉也、後藤宏、高橋哲也、清水希悦、吉村喜代隆、細井誠一、長島丈、
高橋拓司、高橋光正、森安一、本橋延隆、池田鏡一、高橋弘行、中塚さちよ、
真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 梅原文 事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 下田亮太、
主事 鎌田瑞生

会議次第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案の審議

(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

・農地法第3条について

【該当無し】

(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について

・農地法第4条について

・農地法第5条について

(3) 第3号議案 その他の事項について

・相続税納税猶予に関する適格者証明願について

・引き継ぎ農業経営を行っている旨の証明願について

・特定農地貸付法に基づく承認申請について

5. 協議事項

(1) 令和7年12月の総会日程（案）について

(2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について

(3) 一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦について

6. 報告事項

(1) ふれあい農園「みかん狩り」「花栽培農家で寄せ植えづくり」

「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」「大根の引っこ抜き」

「冬野菜の収穫」の開催について

(2) 都内産農産物等の放射能検査について

7. その他

(1) 事務連絡

(2) 農地管理推進月間を終えて

8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、ご出席の委員様が全員おそろいになりましたので、ただいまより第27回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず初めに配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1、No.2、第3号議案の資料がNo.3、No.4、No.5、協議事項の資料はNo.6、No.7、No.8、報告事項の資料がNo.9、No.10となります。また、当日配付資料といたしまして、東京都市計画生産緑地地区の変更について、東京都農業会議情報、世田谷区農業委員会委員名簿、世田谷区全図令和7年10月発行、大蔵大根パンフレット、それから、先日完成した、おく丸くんシール（せたがやそだちPR大使のシール）も配付させていただいております。こちらはぜひ、せたがやそだちのPRに広くご活用いただければと思います。後ろの方にもかなり予備がありますので、よろしければお持ち帰りいただけて、ご活用いただければと思います。不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願ひいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

議事に入る前に、本日は全員出席しておりますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、高橋拓司委員、高橋弘行委員にお願いしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が2件、第5条が1件となっておりますので、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、農地法第4条、第5条について簡単に説明をさせていただきます。

農地を住宅等にする場合には農地法第4条の手続、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合は第5条の手續が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となります。市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出については会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.1-1をご覧下さい。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出につい

て。

受付番号7-4-9。（事務局より、申請内容について説明）

続きまして、資料No. 1－2をご覧下さい。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号7-4-10。（事務局より、申請内容について説明）

続きまして、資料No. 2をご覧下さい。農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号7-5-5。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願ひいたします。よろしいでし
ょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案農地法に基づく転用届出等について
の報告は終わります。

次に、(3)その他の事項についてを上程いたします。

今月は、相続税納税猶予に関する適格者証明願3件、引き続き農業経営を行っている旨
の証明願7件、特定農地貸付法に基づく承認申請1件について審議いたします。

初めに、相続税納税猶予に関する適格者証明願3件について審議いたします。

1件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別
措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、
特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものになります。

資料No. 3－1をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいた
します。

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-2をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-3をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願の審議は終わります。

続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明願7件について審議いたします。

1件目については、農業委員である植松智委員からの証明願となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定により、本件の審議中は植松智委員には退室をお願いいたします。よろしくお願ひします。

[植松委員 退席]

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-1をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました本橋延隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○本橋委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

[植松委員 着席]

○宍戸会長 次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-2をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○矢藤委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-3をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○井出委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-4をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(哲) 委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-5をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をお願いいた

たします。

○吉村委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は举手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただいておりますので、証明書を発行することといたします。

次に、6件目について事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局 資料No.4-6をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願ひいたします。

○高橋(拓) 委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は举手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者举手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただいておりますので、証明書を発行することといたします。

次に、7件目について事務局、説明をお願ひいたします。

○事務局 資料No.4-7をご覧下さい。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願ひいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審議は終わります。

続きまして、特定農地貸付法に基づく承認申請1件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 特定農地貸付法は、地方公共団体、農協、農家、企業、N P O 法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民等に短期間貸し付けることができるよう農地法の特例を定めた法律で、平成30年に成立しております。今回は、世田谷区内の農地を目黒区が借り受けている1件について、貸借の継続についての申請となります。

それでは、資料No. 5をご覧下さい。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認とさせていただきます。

これをもちまして、次第4の議案の審議は終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)令和7年12月の総会日程(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No. 6、令和7年12月の総会日程(案)についてをご覧下さい。

次回、11月の総会につきましては、11月28日金曜日午後3時から、三茶しゃれなあとホール6階スワン・ビーナスでの開催が決定しております。

令和7年12月の開催日時につきましては、12月24日水曜日午後3時から、区役所東棟9階委員会室での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、総会日程（案）については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおりに決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼について、協議いたします。

事務局、よろしくお願いいいたします。

○事務局 資料No.7、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧下さい。本件は、主たる従事者の死亡による買取り申出となります。9月30日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問がございましたら、お願いいいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

続きまして、(3)一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦について、協議をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.8、一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦についてをご覧下さい。

農業功労者表彰について簡単に説明させていただきます。農業功労者表彰は、東京都農業会議にて定められた制度であり、地域の農業が地域の住民に新鮮な野菜や潤いのある緑を提供するとともに、防災や教育への関わり等、多面的な役割を果たしている中、地域農業に尽力をされてきた農業者の方に感謝の意を表するため、その功労に対し感謝状が贈られるものでございます。

平成17年度より実施されている本表彰において、農業功労者感謝状細則に候補者の推薦は各区市町村から1名となっておりますため、世田谷区農業委員会においては毎年1名ずつ、JA東京中央千歳管内、JA世田谷目黒管内、JA東京中央砧管内の順にご推薦をいただいております。今年度はJA東京中央砧管内から○○○○さんをご推薦いただいております。

なお、表彰につきましては、来年2月に開催される第67回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて感謝状が授与されることとなっております。推薦内容等につきましては、書面にてご確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、農業功労者表彰候補者の推薦については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおり東京都農業会議に推薦いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)と(2)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.9をご覧下さい。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「みかん狩り」、「花栽培農家で寄せ植えづくり」、「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」、「大根の引っこ抜き」、「冬野菜の収穫」の開催についてとなります。いずれも、周知方法につきましては、11月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内をさせていただく予定です。

次に、資料No.10の都内産農産物の放射能検査について報告いたします。こちらは令和7年10月6日と10月10日、10月17日の検査結果でございます。世田谷産の農産物は対象となっておりませんが、いずれの農産物も異常はありませんでした。

以上となります。

○宍戸会長 報告事項(1)、(2)についてご質問等がありましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問等がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

続きまして、次第7、その他に移ります。

(1)について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、農地パトロールの振り返りの前に事務局から2点ご連絡がございます。

まず1点目でございますが、本日机上配付させていただきました東京都市計画生産緑地地区の変更についてをご覧いただければと思います。

本件につきましては、今年の生産緑地地区の変更ということで、7月31日の総会において都市計画課から説明がございましたが、お手元の当日資料の内、2、変更概要の(1)削除のみを行う区域に、生産緑地法第8条4項による公共施設を設置した区域1件、約0.33haが追加されたため、生産緑地地区の総面積が約77.81haに変更となりましたことのご報告となります。なお、削除になりましたこの1件に関しましては、桜丘農業公園用地でございます。

この件は以上でございます。

2点目についてでございます。こちらは資料はございません。昨年も協力依頼がございました〇〇からの農地に関する現況確認についてのご報告となります。

10月に、区内の5か所の農地について、〇〇から現況確認の依頼がございました。宍戸会長にご相談の上、今回10月の総会案件の現地調査に合わせ、該当地を管轄する農業委員の皆様にご協力をいただき、確認をさせていただきました。ご協力をいただきました農業委員の皆様には改めてお礼を申し上げます。なお、調査結果につきましては、宍戸会長に状況をご確認いただいて、事務局から〇〇に回答させていただきたいと思っております。

事務局からの事務連絡は以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がありましたら、お願いいいたします。

○真鍋委員 〇〇から照会があつて、現地を見て、報告すると。生産緑地の場合に、固定資産税が大変減免されている。そうすると、例えば〇〇の方にそのような形で管理されていないと報告した場合、その固定資産税の減免措置を解除する等の手段に〇〇が出るということも考えられるのですか。

○事務局 可能性としてはございます。

○真鍋委員 これは都市計画法において生産緑地という指定を都市計画決定している訳ですね。都市計画決定された生産緑地については調べて固定資産税が減免される訳ですけ

れども、固定資産税の減免がなくなるということは、都市計画上、生産緑地というものを解除する、こういう手続にもなるという解釈ですか。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○真鍋委員 そうすると、その都市計画の解除というのは、これは都市計画変更等だからまたいろいろな形で手続をやるというのが今後考えられるんですか。

○事務局 そのような形になります。

○真鍋委員 分かりました。

○宍戸会長 ご質問ありがとうございました。ほかにはございますでしょうか。

○池田委員 生産緑地解除というのは今までであるんですか。

○事務局 実際、今のところないですけれども、この〇〇からの調査に関して申し上げると、〇〇から現地を見て下さいというものが我々事務局に入りまして、管轄の委員さんにまず見ていただきます。その結果、あまり状況がよくないところがありましたら、次は私どもの方から農地所有者にお伺いを、確認という形で書面で出したり、または管轄の委員さんと事務局でその所有者に面談をいたしまして状況を聞き取るという形でやっております。

これは生産緑地だけでなく、〇〇からの調査依頼では宅地化農地も入ってきていますので、正直、私どもが通常目にしないような農地についてもお尋ねがくるもので、かなりそのあたりは細かくプロセスを踏みながら状況を確認して報告するというような形でございます。今のところ、そういった意味では、我が世田谷区においては解除の実例はないということです。

○井出委員 ということは、〇〇の方で調査しているということですか。常に回っているというか。どこからその情報というのは入ってきてているんですか。

○事務局 航空地図等も使うんでしょうけれども、いろいろな面では回っているというような状況は聞いております。

○井出委員 そうすると、農業委員会の方にその報告は行く訳ですか。

○事務局 農業委員会会長宛てに、ここの該当の土地は実際どうでしょうかというお尋ねが来ます。それで動いているという形です。

○宍戸会長 毎年何件かはあるんです。それで解除されたというのではないですね。

○事務局 今のところないです。

○宍戸会長 ですから、農業委員会で委員さんが行って指導するなり、現状は農地ですと

いうのを報告させていただいてきていますので、新しく生産緑地を増やしたところとか、そういうものに対しては結構調査が来ているように感じられるところはあります。

ほかにご意見はよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 では、事務連絡はこれで終了させていただきます。

皆様、今年度の農地パトロールにご協力いただきありがとうございました。それでは、パトロールの感想や農地の状況、気づいた点等を順番に植松智委員から池田鏡一委員まで、順番に一言ずつお話しただけたらと思います。質問等は、全員から報告をいただいた後に一括して頂戴いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○植松委員 農地パトロールのご報告をさせていただきます。

今年も暑くて、回るのを早めに終わらせてしまおうかなと思っていたんですけども、なかなかできなくて、私が始めた9月20日過ぎから10月10日ぐらいまでの間に、1件でも何回か行ったお宅もあるんですけども、今回からつけ方が変わって、前回に比べると私の範囲は皆さん肥培管理も結構よくできています、悪いところが1件、2をつけているところがありました。

これは前回もそうだったんですが、栗畠に防草シートを敷いています、そこの上には玩具、子ども、お孫さんですかね、ブランコが置いてあったり、ちっちゃい自転車、サッカーのゴールポストが置いてあって、そこで遊んでいるんだなというところで、3年に1度の引続きの調査のときには注意とか改善するようには言っているんですけども、やっぱりそれが終わるとまた元に戻ってしまう。そんな状況がありました。

あと、草の肥培管理につきましては、膝ぐらいまでのものが1件があったんですけども、それも二、三回顔を出して、農地パトロールで注意はしてきました。その後改善していましたので、それはオーケーかなと。

それと、話は違うんですけども、先程の〇〇の件は私の範囲で1件あって、そこは2年前に生産緑地の追加申請をしたところで、その状況で何も2年間やっていない、生産していない。住宅だったんですけども、石がいっぱい出てきているので、私も現状を見ていて、ここでは野菜は作れないと。じゃ、花を作ろうと。花を二、三回植えたんですけども、それも枯れてしまって、昨日また話ををして、今回植えるものが1つ見つかったと。それをこここのところで植えたいということで、多分、事務局から書類を送ったらそういうふうに書くと思います。真面目な農家さんなのでそれは間違いないと思います。1件はそ

ういう状況がありました。

以上です。

○矢藤委員 私の担当地域は砧、大蔵、岡本になります。

事前に、農地パトロールはこの辺の日程からやるよということを大分アナウンスさせていただきました。9月は多分暑くてできない、なので10月10日頃を目安にパトロールするので、何とかやってねという話をさせていただいて、ほぼほぼ皆さんきれいにやっておられました。ただ、1件、岡本2丁目のところだけ、ちょっと草が生えていました、昨年から置いてあるものがほぼ動いていない感じを受けました。なので、そのところだけちょっと評価は下げてあります。写真も添付してあるので、これも後でご覧いただければと思います。アナウンスが効いてほぼほぼいい感じになりましたので、それだけご報告して終わりたいと思います。

以上です。

○井出委員 私は新町、深沢、中町と多めなんですけれども、一番困ったのはやはり屋敷林ですね。家のところと庭の区別がつかないようなところが何件かありますと、どこまで指導していいのか。もう事務局とも何回も行ったりして言っていて、行けばやりますと言ふんですけども、なかなかできていない部分が。そうすると、やっぱりその地域の人はみんな駄目ですね。あそこはいいんだから平気だみたいな。3件4件とあって、この間も事務局に言ったんですけども、もうちょっとパトロールの意味というか、ちゃんと事前に、矢藤委員じゃないですが、もっと言っておかないと駄目かなと。区の方からありますというのは多分読んでいない人もいるし、最近どうもある地域だけなんですよ。ほかの地域はばっちらりいいんですけども、やっぱり何件か駄目なところがあるとそこにつられてしまうみたいで、今後どうしたらいいか、いろいろと相談したいと思っています。

以上です。

○苅部委員 私の地域ですと、ほぼよかつたんですけども、毎年駄目なところは2件、駄目ですね。1件は外から全く見えないので、去年も駄目だったから多分今年も駄目だろうと。全面防草シートを敷いていて、畑は農作物を全く作っていないという場所です。もう1件は、相続後、夏まではやっていたんですけども、全面雑草で冬作は全く作っていないという状態ですね。2件ともそうなんですけれども、相続になったとき、その相続の前に一緒に畑をやっている人ならそのまま畑がきれいな状態で続くんですが、息子さんなり、まだ働いていらっしゃる方が畑を相続したところは大体駄目になっているかなという

ふうに感じました。

以上です。

○後藤委員 私の担当しているのは一部を除く北烏山、南烏山なんですけれども、多分このところはよくできているなと思ったところは予想どおりよくできっていて、ちょっと難しいなと思ったところはやっぱりできていないという感じでした。前回高かったところは高いままに維持されている、それからあと、今回は4項目、5段階だったんですけれども、できていない、3以下をつけたところが3か所ほどありました。この3か所については、年末までに改善します、ちゃんとやりますという約束を取り付けてはおります。しっかりやってほしい、改善してほしい、その改善をするにはやっぱり言い続けるということが必要かなと思っています。

それと、改善をしてもらう、よくやってもらうように、言葉はあまり適切ではないんですけども、周りを巻き込んでやらなければいけない。それは、担当している農協さんの支部の支店、それと営農さんとか、それから、僕は下宿に属している訳なんですが、その属しているグループのキーマンにお願いして、僕だけではなくてほかの人からも注意してもらうということをしなければいけないかなと思っています。指摘はできるんですけどもなかなか指導ができていないというのが自分の反省です。

以上です。

○高橋（哲）委員 紿田と南烏山と北烏山の一部を見ています高橋です。

今回、夏が暑いということで、私は10月の最後の週に行きました。逆に言うと、そこに行って秋作、冬作が植わっていなければそれは駄目だよという感じで見てきたんですが、全部で47ある内、41、42まではちゃんと秋作の作物が植わっていました。ちょっと気になるところは3か所。それと、きれいに整地はされているんですが全く作付されていない農地が見られたので、それはいいのか悪いのか判断がつかなかったので、その他として「作付なし」と書いておきました。

ちょっと気になるのは、昨年は△をつけたのかな、そこは所有者が高齢で、土目にサラリーマンの息子さんが畑を耕作することだったんですが、28日に見てきたところ、耕作されていなくて、もう草だらけで、これは危ないなというところが1件あります、そこを継続的に、事務局さんと一緒に行ってお会いしてお話をした方がいいかなと思いました。

それと、去年×をつけたところで、今年も×かなと思われるんですが、9月、10月に行

くよといいうお話ををして、自ら刈り払い機で刈ってはいたんですが、石が目に入ってそこから刈れなくて、草が大変だなというところが1件あるので、そこも一緒に行って、営農支援を使うように指導できたらなと思います。

問題なのはその2か所と、判断がつかない農地、作付をしていない、きれいに耕うんだけされている農地をどう見るかというのは、今後皆さんとお話ししたいなと思います。

以上です。

○清水委員 成城の一部と喜多見の一部を担当している清水です。

前回と同じで、×のところが2か所あって、ほかは全体的にきれいに皆さんやっているんですけども、×の2つのところは今度、事務局と一緒にやって言つてこないとまずい状態なので、それは今度一緒にやってもらって話をすることにします。

以上です。

○吉村委員 私は等々力と野毛の方を担当させていただいています。

9月中頃にざっと回ったときには結構雑草も多かったんですけども、10月にまた回らせていただいて、皆さん大体の畑がきれいに、雑草も処理されました。

1件、道路との境が、もともと簡易的なネットでフェンス代わりにしていたような農地なんですけども、そこが大分経年劣化というか、フェンスが傷んでいて誰でもそこに入っちゃいけるような状態になっている部分が、2年前にも1回注意はしているんですけども、改善されていないところが気になっています。

以上です。

○細井委員 桜上水、上北沢、松原地区担当の細井といいます。

農業委員になりましてもう6年たつので6回目のパトロールになるんですが、前の基準でいいますと、×が2件、△が2件あったんですけど、今年の調査では△が2件になりました。その△というのは、畑の周りの雑草がかなり伸びていて、それが理由なんですが、新しい基準で4と5になるように、これからも見回って、パトロールしたいと思います。

以上です。

○長島委員 大蔵と鎌田地区を担当している長島です。

自分は9月頃から車でずっと回っているというか見ていましたけども、どこも草がすごくて、これはちょっと遅く回った方がいいと思いました、10月の半ば頃、自転車で1件ずつ回りました。回ったんですが、宅地の中に畑があるところが3か所と、家に入らないと畑に行けないのが1件ありました。これはどうして生産緑地になっているかは分から

ないんですけども、皆さん管理されているのでいいかと思います。

あと、草がないなという畠は結構防草シートできちつとなっていて、除草はされているということで○にしたんですけども、木は植わってあまり収穫していないなという実感があるところもありました。

あと、木の残渣とかが端っこにばっと置かれて格好悪いなというところもちょっとあって、これは片づけた方がいいとは言って、昔みたいに燃やしてしまえばきれいになるんですけども、しようがないと思いました。

それと、きれいにうなっているんですけども、生産物というか、種をまいているところが少ない畠もありました。一応それも除草されているのでよしとしました。

以上です。

○高橋（拓）委員 私は用賀全体と瀬田、上野毛です。

基本的にはほとんど皆さん除草も含めてよくされているので問題ないと思うんですが、3件ほど、1回事務局の方と行って注意して、2件はよくなったんです。1件が、お会いしたかったんですけどもどうしてもお会いできなくて、そこは前に伺ったときにも、旦那さんがまだサラリーマンで、結局土日しかやっぱり動けない、用事があると出でてしまうと。一応はまいてはあったんですが、夏野菜の残滓があったりとか、木も伸び放題みたいな形があるので、その1件だけはやっぱり、事務局が近くに行ったときに見てもらうか、私と一緒にやっていった方が。ただ、土日というとなかなか役所の方もお休みのことも多いので、そこら辺のところ、うまく日程を調整してやれたらいいかなと考えています。

○高橋（光）委員 祖師谷、上祖師谷の担当です。

3回目になるんですけども、やっぱり相続が問題ですね。後継者も事前に決めておいて計画的にやっている農家はそれなりに続していくと思うんですけども、ばらばらなどろというのは農家じゃなくなってしまうと思うんですね。2件、農業を廃業していく形になりそうなんんですけども、これは、事前に家族会議を開いて、お兄ちゃんがやるとか、三男がやるとか、みんながこういうふうにして共同でやるんだとか、まずそういうことを話していないで、お父さんが死んだらそれから考えようというところはちょっと厳しいと思うんです。

それから、せっかく生産緑地で持っているのにそれを有効的に使わないで、私なんかに言わせると、惜しいなと、もったいないなと思うようなことがありました。そのことをお

会いして言ったんですけども、既に手遅れで、もう決まったから駄目だというふうに言われてしまいました。

そういうことで、私が痛感したのは、家族会議等をして農業の後継をどうするかということを家ごとに親族会議、家族会議を開いて、そういう機運を設けないと絶対駄目だなと思いました。

以上です。

○森委員 私の担当地区は喜多見西部、喜多見山谷です。

9月15日に1回目の圃場パトロールを行いましたが、ほとんどの圃場が片づけ、除草が行われ、耕うんがされ、秋野菜の定植、播種がされている圃場、また、きれいに片づけされてこれから耕うんされる圃場がありましたので、確認のため2回目の圃場パトロールを9月30日に行いましたが、きっと定植、播種がされていました。全圃場、肥培管理が良好な地域でした。

以上です。

○本橋委員 私は柏谷、千歳台の地域を担当しています。

ほぼ問題ないんですが、ちょっと問題かなというのが2件ありますて、その内1件は、去年指導しまして、防草シートを敷いてもらって、果樹を植えてもらっていたんですけども、今年の猛暑でほぼ枯れてしまったんです。これからどうするかというのが1件ありました。あともう1件は、去年は警告文入れて何とかなるだろうと思っていたんですけども、何にもならなくて、事務局さんにも見てもらって、これから何とかしようと思います。

以上です。

○池田委員 池田です。

自分は10月に入ってから農地パトロールをし、ふだんから自転車で見回りはよくやっていて、畑にいると立ち話みたいなことはしているんですけども、やはり1件が、やるんだけやらないんだかよく分からぬような人もいます。夏野菜や春野菜、トマトとかが枯れてそのままになって、まだ片づいていないんです。農地パトロールをやると言ったら、刈り払い機で草を刈っただけなんですね。秋野菜もあまりやっていないので、それがちょっと困っているんですけども、あまり強くは言えないし、やればできると思うんですけども、なかなか畑に会う機会がないですね。

それと、もう1件は、体調を悪くして脳梗塞で倒れまして、今のところ畑は無理なよう

で、一応言ったら、徐々にやるとは言っていました。見て回っています。あとは、中はちゃんとやっているんですけども、どうしても畠の周りの除草が行き届いていないところが目立ちますね。そこぐらいですかね。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問がありましたら、お願いいいたします。

○井出委員 営農だよりで農協の支部からパトロールの告知が来たりして、あの1枚だけだと思うんです。ほかに告知というのは恐らくないですよね。いつ頃行くというのも、大体9月から10月に行きますとかと書いてありますけれども、もうあまり効かないというか。

何回も行っている方もいますけれども、例えば9月は夏作の後で本当に苦しいと思うんです。でも、10月の頭ぐらいでやっていないというのはやっぱりおかしいと思うし、多少の準備はしていると思うので、やっぱり10月の初めに、例えば農家に会長の名前で出すと。もっとしっかりとした、例えばこういう農地はいいですよ、これはちょっと駄目ですよと。いっぱい写真もできていますよね。そういうところが分かっていない人もかなり多いみたいなんですね。

聞いていると、私は3ぐらいをつけたいところを皆さん2とか言っているから、これは随分地域差があるなというのは今すごく感じていて、やっぱりそれを目で見える写真で、こういう感じはよくないんですよみたいなことをきっちと伝えた方が本人が分かるんじゃないですかね。言葉だとなかなか分からぬ面があるので、やっぱり写真で、10月の初め、9月の末でもいいですけれども、農家にちゃんと郵便で出すと。営農だよりだけだとほかの文章もいっぱい入っているので、営農だよりだけじゃなくて、農地パトロールがきちんとありますよということで、ちょっと提案なんですけれども。

○長島委員 私もそう思うんです。世田谷区農地管理基準がございますよね。これは多分、普通の人は認識していないと思うんですよ。農業をやっている方にこういうものを配付したらどうかと思うんです。農業をやっていても、自然農法的なことをやっている人もいるし、本当にきっちとやっている人もいるし、どういう形がいいか自分は分からんんですけども、自然農法でもやっている人はそれでいいと思うし、ただ、除草はされて、アグリシートを張って、草が生えていないからいいと思っている人もいると思うんです。でも、こういうのがあれば、ちゃんと生産しなくてはいけないとかを把握できるので、できたら、こういう誰もが見て分かるような形で、井出委員が言われるように配付するとかしていた

だければと思います。

以上です。

○宍戸会長 いろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。今まで毎回同じような、ちゃんと農地ができていないところは大体出てきているんですが、同じように繰り返していても同じ状況が続いているというのが事実あるようでございます。

高橋拓司委員、この間、管轄の農地のこと1回私も行って、あの土地については今回はどうでしたか。

○高橋（拓）委員 今回はいろいろ上に、シートではないんですけれども、土みたいなものをまいて、なるべくいろんな部分が飛ばないようにとかして、刈り払い機でやったり、そういう部分では今回は大分改善されたなということで。

○宍戸会長 実はいろいろと問題があって、私も現地に行って指示は出してきたんですが、私が行くと言うと意外とそこが効く部分もあると思うんですね。地元に行ったらどうか分からぬですけれども、世田目さんの方の管内だったので、それも結構効いたのかなという感じもしますから、どうしてもここはというのは、今、井出委員からありましたけれども、1回そういう場を持って、注意に来たんだということをお伝えすると、意外と効き目がというか、自分から改良しようという気持ちになるのかもしれませんので、そういうところもこれから少し考えていくて、なるべく原状回復するような形を取ってもらうことが必要だと思います。

今、意見をいただいた中、皆さんのが書かれた数字が出てきていると思いますので、その中で毎年とかという方がいたら、また私たちと事務局と話し合いながら、また、委員の皆様にもお話を後でさせていただきながら、少しでもいい方向に向けていけたらと思います。今回も数の多いところは大変な調査だったと思いますが、ありがとうございます。これからそういうことも考えて、また何かありましたら皆様方にご報告させていただくということでおろしいでしょうかね。

○高橋（光）委員 本人が行っても、分かっているよというケースもあると思うんですよ。ですから、そういうときには、農業委員会の職員の方に一緒に行ってもらえると説得力があるなという感じはあるんです。

○宍戸会長 高橋拓司委員のときも事務局と一緒に行ってお話しして、敷地面積はそんなに広くなかったんですけども、ここはこうだからこうしなきゃいけない、これがあってはいけない、それを詳しくお話しして、じゃ、やりますという話で現状来ていると思いま

す。もしどうしてもということがありましたら事務局の方にまたお話、相談していただければ、私たちも考えて行動に移せたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あとは何かご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにご意見がないようですので、皆様方、大変ご苦労さまでございました。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 (会長職務代理挨拶)

この議事録は、令和7年10月31日（金）開催の第27回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宮戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員